

Vol. 7 No. 40 2012年1月

放射性物質汚染対処特措法 関係省令等が施行されました

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が公布され、この法律の詳細について、関連省令等が平成24年1月1日から施行されました。

事故由来放射性汚染物質の分類

号	分類	摘要
1	特定廃棄物 (対策地域内 廃棄物)	汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物
	特定廃棄物 (指定廃棄物)	放射能濃度が8,000Bq/kgを超える廃棄物
2	特定一般廃棄物	放射性物質に汚染された一般廃棄物(放射能濃度が8,000Bq/kg以下のもの)
	特定産業廃棄物	放射性物質に汚染された産業廃棄物(放射能濃度が8,000Bq/kg以下のもの)
3	一般廃棄物 産業廃棄物	調査の結果、事故由来放射性物質が検出されなかった一般廃棄物・産業廃棄物

1. 特定廃棄物

○ 特定廃棄物の処理

警戒区域、計画的避難区域を中心に指定された対策地域内廃棄物と、放射性物質に汚染された8,000Bq/kgを超える指定廃棄物が「特定廃棄物」になります。

「特定廃棄物」は国が収集・運搬、保管及び処分を行います。

○ 指定廃棄物の指定

調査義務対象施設廃棄物において放射性物質の濃度測定結果、8,000Bq/kgを超える廃棄物は、環境大臣への申請により指定廃棄物として指定されます。

○ 指定廃棄物の調査

< 廃棄物の放射性物質濃度調査対象 >

事故由来放射性物質による廃棄物の汚染状況を調査する施設、都府県及び廃棄物の種類が下記のとおり定められています。

< 廃棄物の放射性物質濃度調査 >

汚染状況の調査について

- ・ 調査は事故由来放射性物質のセシウム134及び137について行います。
- ・ 廃棄物が連続して発生している場合、1回/月調査、報告を行います。
- ・ 調査結果は調査対象廃棄物の生じた月の翌月末日までに、地方環境事務所長宛に報告します。

特定一般廃棄物、特定産業廃棄物を処分する一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉は対象都県にかかわらず調査義務の対象になります。

調査義務対象施設及び調査対象廃棄物

号	施設の種類(対象都県)	廃棄物	
1	水道施設(宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟)	脱水汚泥 乾燥汚泥	
2	公共 下水道 流域 下水道	終末処理場で脱水汚泥が生じるもの(福島、栃木) 終末処理場で汚泥を焼却したものが生じたもの(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	脱水汚泥 汚泥を焼却したもの
	3	工業用水道施設(宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟)	脱水汚泥 乾燥汚泥
4	一般・産業廃棄物焼却施設(岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京)	ばいじん 燃え殻	
5	集落排水施設(福島)	脱水汚泥 乾燥汚泥	

2. 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

○ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理

- 特定一般廃棄物、特定産業廃棄物は事故由来放射性物質による汚染に対処するため、産業廃棄物処理法に加え特別処理基準が適用されます。
- 該当する施設は特別処理基準や特別維持管理基準の運用が求められます。
- 特定一般廃棄物、特定産業廃棄物の処理施設はそれぞれ、特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設となります。
- 特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設は、放射性物質の濃度限度の設定や濃度測定及び記録保存等の維持管理基準が定められています。

特定一般廃棄物の範囲

号	種類 (対象都県)	廃棄物
1	除染特別地域内 除染実施区域内	土壌等の除染等で生じたもの
2	一般廃棄物処理施設の焼却施設 (岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京)	ばいじん 焼却灰 燃え殻
3	集落排水施設 (福島)	脱水汚泥 乾燥汚泥
4	事故由来放射性汚染物質	稲わら
5	事故由来放射性汚染物質	堆肥
6	特定一般廃棄物の中間処理後の廃棄物	

特定産業廃棄物の範囲

号	種類 (対象都県)	廃棄物
1	公共下水道・流域下水道 (福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川)	焼却汚泥
	公共下水道・流域下水道 (福島、栃木)	脱水汚泥
2	工業用水道施設 (宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟)	脱水汚泥 乾燥汚泥
3	産業廃棄物処理施設の焼却施設 (岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京)	ばいじん 焼却灰 燃え殻
4	事故由来放射性汚染物質	堆肥
5	特定産業廃棄物の中間処理後の廃棄物	

放射性物質の管理

管理項目	対象	摘要
放射性物質濃度 限度の設定	周辺大気中	中間処理施設 埋立処分場
	公共水域水中	
放射性物質他の 濃度測定	排水・排ガス	埋立処分場
	敷地境界 周縁地下水	
記録の保存	濃度、種類、 数量他	施設廃止まで

3. 作業環境管理

- 放射性物質に汚染されたものを取り扱う労働者の放射線障害防止のため、労働者の健康管理、作業環境管理が重要です。
- 労働者の健康管理、作業環境管理には労働者の教育、特殊健康診断及び作業環境における放射線の測定等が行われます。

弊社は放射線の作業環境測定登録機関として、作業環境の放射線測定を行っています。

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門 (ホウライ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

